

令和5年度 伊是名村一般会計決算における地方消費税交付金
(社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成24年8月の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行ための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の一部改正などにより、平成26年4月から消費税率が5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。消費税引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税10%には地方消費税の2.2%が含まれており、引き上げによる1.2%の増収分についても、社会保障の充実・安定化のために使うこととされています。

令和5年度伊是名村一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 16,653 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 92,317 千円

区分	事業名	令和5年度 決算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫 支出金	県支 出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	自立支援給付費	68,983	33,248	16,695	0	0	19,040	12,350
	児童措置費	23,334	13,591	3,109	0	0	6,634	4,303
合 計		92,317	46,839	19,804	0	0	25,674	16,653

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金（社会保障財源化分）を按分して充当しています。